



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年10月20日火曜日 第756号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正……………（行政経営課）… 633
- 地籍調査の成果の認証……………（農政課）… 635
- くろまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………（水産課）… 635
- 建設業者の許可の取消し……………（中予地方局管理課）… 635
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 636
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（南予地方局地域福祉課）… 636
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）… 636

公 告

- 令和9年度及び令和10年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等……………（行政経営課）… 636
- 令和9年度及び令和10年度において県が発注する建設工事関連業務に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等……………（ ）… 640
- 水産研究センター本館空調設備修繕業務……………（水産課）… 643

教育委員会規則

- 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則……………（高校教育課）… 644

教育委員会告示

- 令和9年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項……………（高校教育課）… 650
- 令和9年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項……………（ ）… 656
- 令和9年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項……………（特別支援教育課）… 658

人事委員会規則

- 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 661

公営企業公告

- 分娩監視装置の購入……………（公営企業管理局総務課）… 662
- 閉鎖式保育器の購入……………（ ）… 663

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1070号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領の規定は、令和9年度以降の格付けについて適用し、令和8年度の格付けについては、なお従前の例による。

令和8年10月20日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（業者の格付け） 第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で <u>申請書</u> を提出したものについて行うものとする。	（業者の格付け） 第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で <u>建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）</u> を提出したものについて行うものとする。

(1)～(4) 省略

2・3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請等)

第4条 前条第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、代理人が当該申請書を提出しない場合は、第4号に掲げる事項は、記載することを要しない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の職名及び氏名）

(2) 営業所所在地

(3) 使用印鑑又は実印

(4) 代理人氏名

(5) 建設業の許可番号

(6) 競争入札に参加を希望する建設工事の種類

(7) その他参考となる事項

2 省略

3 省略

4 第2項第2号から第4号までに規定する税のうち納税の猶予又は徴収の猶予を受けたものがある者にあつては、同項に掲げる書類のほか、当該納税の猶予又は徴収の猶予の許可を受けた通知書の写し等を添付しなければならない。

5 前条第1項の申請書提出後、次の各号（本県に主たる営業所を有する業者にあつては、第1号から第3号までに限る。）に掲げる事項について変更が生じたとき、又は本県に主たる営業所を有しない業者が建設業法第29条若しくは第29条の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、その旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の職名及び氏名）

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

6 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第2項第1号及び第7号に掲げる書類並びに第3項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。

（建設工事入札参加資格審査申請の特例）

第5条 建設業法第17条の2第1項から第3項まで若しくは第17条の3第1項の規定により有資格業者の建設業者としての地位を承継した者又は有資格業者から建設業の一部の譲受け等により当該有資格業者の実態を引き継いだ者は、次項に規定する場合を除き、第3条第1項の規定にかかわらず、当該承継又は引継ぎのあつた日から30日以内にその旨を記載した申請書を知事に提出して格付けを受けることができる。

2 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合において、当該格付けに係る建設工事の事業を引き続き行うときは、当該事実の発生した日から30日以内に、その旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

3 省略

4 前条第3項の規定は、第2項の届出について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「次条第3項」

(1)～(4) 省略

2・3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請書等)

第4条 省略

2 省略

3 第1項第2号から第4号までに規定する税のうち納税の猶予又は徴収の猶予を受けたものがある者にあつては、同項に掲げる書類のほか、当該納税の猶予又は徴収の猶予の許可を受けた通知書の写し等を添付しなければならない。

4 前条第1項の申請書提出後、次の各号（本県に主たる営業所を有する業者にあつては、第1号から第4号までに限る。）に掲げる事項について変更が生じたとき、又は本県に主たる営業所を有しない業者が建設業法第29条若しくは第29条の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 省略

(3) 代表者氏名

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

5 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第1項第1号及び第7号に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。

（建設工事入札参加資格審査申請の特例）

第5条 建設業法第17条の2第1項から第3項まで若しくは第17条の3第1項の規定により有資格業者の建設業者としての地位を承継した者又は有資格業者から建設業の一部の譲受け等により当該有資格業者の実態を引き継いだ者は、次項に規定する場合を除き、第3条第1項の規定にかかわらず、当該承継又は引継ぎのあつた日から30日以内に建設業者格付継承申請書（様式第3号）を知事に提出して格付けを受けることができる。

2 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合において、当該格付けに係る建設工事の事業を引き続き行うときは、当該事実の発生した日から30日以内に、合併等に関する届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

3 省略

4 前条第2項の規定は、第2項の届出について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第3項」

と、「建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）」とあるのは「建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）又は譲渡及び譲受け認可申請書、合併認可申請書、分割認可申請書若しくは相続認可申請書の写し（当該認可を証する書類を添付したもの）」と読み替えるものとする。

5 省略

第8条 省略

（雑則）

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

と、「建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）」とあるのは「建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）又は譲渡及び譲受け認可申請書、合併認可申請書、分割認可申請書若しくは相続認可申請書の写し（当該認可を証する書類を添付したもの）」と読み替えるものとする。

5 省略

第8条 省略

様式第1号から様式第4号までを削る。

○愛媛県告示第1071号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	菅田第10計画区	令和6年度から 令和7年度まで	大洲市（菅田第10計画区）の地籍図及び地籍簿
宇和島市	高申の第14	令和6年度から 令和7年度まで	宇和島市（高申の第14）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	川滝町下山・領家10	令和6年度から 令和7年度まで	四国中央市（川滝町下山・領家10）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	富郷町寒山川4	令和6年度から 令和7年度まで	四国中央市（富郷町寒山川4）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

○愛媛県告示第1073号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和 8 年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
（般－3）第16923号	令和3年10月13日	（株）タカシ商事	山口 公文	松山市千舟町6－4－2 シャンボール千舟109号	令和8年9月1日	内装仕上工事業	建設業の廃止
（般－3）第7857号	令和3年9月14日	（有）西野工務店	西野 泰彰	松山市久保田町388－3	令和8年9月10日	土木工事業	建設業の廃止（一部）
（般－6）第15967号	令和6年12月20日	（株）イシモト	石本 一夫	松山市和泉南2－12－28	令和8年9月18日	建築工事業	建設業の廃止
（特－3）第10310号	令和3年10月3日	（株）中山建設	稲本 孝好	伊予市中山町中山辰718－1	令和8年9月25日	土木工事業 どび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般－3）第10426号	令和4年2月13日	（有）三愛設備工業	小掠 建樹	松山市山越6－14－1	令和8年9月29日	消防施設工事業	建設業の廃止（一部）

令和 8 年10月20日

○愛媛県告示第1072号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年7月愛媛県告示第827号）を次のとおり変更した。

令和 8 年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前後	
		変更前	変更後
愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業	4月から6月まで	5.9トン	5.9トン
	7月から9月まで	18.2トン	1.9トン
	10月から12月まで	1.0トン	17.3トン
	1月から3月まで	3.0トン	3.0トン
	総計	28.1トン	28.1トン

○愛媛県告示第1074号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年10月20日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
8 中局建（開）第 7 号 令和 8 年10月 9 日	伊予郡砥部町三角64番	松山市東雲町 3 番地14 株式会社サンエイ不動産 代表取締役 中 田 慎 也

○愛媛県告示第1075号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和 8 年10月20日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813700030	社会福祉法人伊方福祉会	愛媛県西宇和郡伊方町九町 6 番耕地840番地 1	谷 口 良 二	就労選択支援	ワークいかた	愛媛県西宇和郡伊方町九町 6 番耕地840番地 1	令和 8 年10月 1 日

○愛媛県告示第1076号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和 8 年10月20日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 年 月 止 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813700030	社会福祉法人伊方福祉会	愛媛県西宇和郡伊方町九町 6 番耕地840番地 1	谷 口 良 二	就労移行支援	ワークいかた	愛媛県西宇和郡伊方町九町 6 番耕地840番地 1	令和 8 年9月30日

公 告

○公 告

令和 9 年度及び令和10年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

令和 8 年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事

- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事
- (29) 解体工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1

項各号のいずれかに該当する者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

エ 共同企業体要綱第23条から第27条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第28条第2項の通知を受けた地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 申請を行う日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

令和8年11月9日（月）から12月21日（月）までとする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

5 申請の方法

- (1) 申請は、入札参加資格審査申請システム（以下「申請システム」という。）（<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/160750.html>）を使用して行うこと。

- (2) 申請システムの利用の方法及び申請の要領は、県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/160244.html>）において公表する。

- (3) (1)の規定にかかわらず、やむを得ない事情により書面による申請を希望する場合は、10の問合せ先に問い合わせること。

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請の方法については、別に公告するところによる。

6 申請に用いる言語

- (1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

- (2) 外国語で申請を行う場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わ

ろうとする者は、申請を行う際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請を行った後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、令和9年度及び令和10年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体に係る資格は、それぞれ当該特定建設工事共同企業体又は当該地域維持型建設共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和11年度及び令和12年度の資格審査

令和11年度及び令和12年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和11年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請を行うこと。

10 問合せ先

（制度全般）

愛媛県総務部総務管理局行政経営課

入札監理グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-968-2294

（申請・受付）

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

契約・建設業グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2643

様式第1号（7関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□－□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

電話 () ー 番

参加を希望する工事種別

様式第2号（7関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

1 資格の有無

工事種別	資格の有無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

令和9年度及び令和10年度において県が発注する建設工事関連業務（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

令和8年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業種区分

- (1) 測量業
- (2) 建築関係建設コンサルタント業
- (3) 土木関係建設コンサルタント業
- (4) 地質調査業
- (5) 補償関係コンサルタント業
- (6) その他建設工事関連業

2 建設工事関連業務に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 1に掲げる業種の事業のいずれかを営む者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者

(ア) 申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各事業年度における実績高の平均

(イ) 審査基準日の直前に行った決算における自己資本の額

(ウ) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

イ 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（令和元年6月愛媛県告示第203号）第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、同要綱第10条第2項の通知を受けた共同企業体（当該共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 審査基準日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

ウ 所得税若しくは法人税若しくは特別法人事業税（本県分に限る。）若しくは地方法人特別税（本県分に限る。）又は消費税を滞納している者

エ 県税を滞納している者

4 申請の時期

令和8年11月9日（月）から12月21日（月）までとする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

5 申請の方法

- (1) 申請は、入札参加資格審査申請システム（以下「申請システム」という。）（<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/160750.html>）を使用して行うこと。

- (2) 申請システムの利用の方法及び申請の要領は、県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/160244.html>）において公表する。

- (3) (1)の規定にかかわらず、やむを得ない事情により書面による申請を希望する場合は、10(1)の問合せ先に問い合わせること。

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、共同企業体に係る申請の方法については、別に公告するところによる。

6 申請に用いる言語

- (1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

- (2) 外国語で申請を行う場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請を行う際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請を行った後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、令和9年度及び令和10年度の建設工事関連業務に係る競争入札等について効力を有する。ただし、共同企業体に係る資格は、当該共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和11年度及び令和12年度の資格審査

令和11年度及び令和12年度の建設工事関連業務に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和10年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請を行うこと。

10 問合せ先

（制度全般）

愛媛県総務部総務管理局行政経営課入札監理グループ

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-968-2294

（申請・受付）

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2643

様式第1号（7関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□－□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

電話 () ー 番

参加を希望する業種区分

様式第2号（7関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

1 資格の有無

業 種 区 分	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

水産研究センター本館空調設備修繕業務

(2) 業務名及び数量

水産研究センター本館空調設備の修繕 一式

(2) 業務内容等

仕様書及び設計書等による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

(4) 業務の履行場所

愛媛県宇和島市下波5516番地

愛媛県農林水産研究所水産研究センター

(5) 入札方法

入札金額は業務に係る費用の総額とすること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当する者。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める書類を3(1)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(3) 必要な資格（電気・管工事等）を有し、施設の空調等の建物附属設備に係る修繕実績があり、適正かつ確実に履行できる体制が整備されていること。

(4) 当該修繕期間中、主任技術者の資格を有する者を配置できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県農林水産部水産局水産課資源管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号089-941-2111（代表） 089-912-2618（直通）

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出、又は令和8年11月27日（金）午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和8年11月20日（金）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。

ただし、これにより難い者は次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和8年11月20日（金）までの日（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年11月30日（月）午後1時30分

愛媛県庁第一別館7階農林水産部会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

令和8年11月20日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和8年11月20日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、この入札は、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこととしている。低入札価格調査の終了後に落札者の決定を行い、入札結果を通知する。

なお、低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be rendered: Repair

work for air conditioning equipment at the Fisheries Research Center Ehime Research Institute of Agriculture, Forestry and Fisheries main building 1 set

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 30 November 2026

(3) For further information, please contact: Resources

Management Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
Tel: 089-912-2618

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡哲也

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
地区	高等学校名		通学区域	地区	高等学校名		通学区域
	本校	分校			本校	分校	
省略				省略			
南予地区	省略		省略	南予地区	省略	津島 三間	省略
	省略				省略		
	省略				省略		

(愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表第1の1（第2条関係）								別表第1の1（第2条関係）							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
省略								省略							
新居浜東高等学校	3年	普通科 健康スポーツ科	<u>600</u> <u>120</u>					新居浜東高等学校	3年	普通科 健康スポーツ科	<u>640</u> <u>80</u>				
新居浜西高等学校	3年	普通科	<u>800</u>	省略				新居浜西高等学校	3年	普通科	<u>840</u>	省略			
省略								省略							

新居浜工業高等学校	3年	機械科	120					新居浜工業高等学校	3年	機械科	120				
		電子機械科	120							電子機械科	120				
		電気科	120							電気科	120				
		情報電子科	120							情報電子科	120				
		環境化学科	80							環境化学科	120				
省略								省略							
小松高等学校	3年	普通科	120					小松高等学校	3年	普通科	240				
		ライフデザイン科	40							ライフデザイン科	80				
小松高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	3年	普通科	240					小松高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	3年	普通科	120				
		情報科学科	80							情報科学科	40				
東予高等学校	3年	機械科	40					東予高等学校	3年	機械科	80				
		電気システム科	40							電気システム科	80				
		建設工学科	40							建設工学科	80				
東予総合高等学校	3年	アグリデザイン科	80					東予総合高等学校	3年	アグリデザイン科	40				
		機械電気科	80							機械電気科	40				
		建築土木科	80							建築土木科	40				
		ライフデザイン科	80							ライフデザイン科	40				
		総合学科	160							総合学科	80				
丹原高等学校	3年	普通科	120					丹原高等学校	3年	普通科	240				
		園芸科学科	40							園芸科学科	80				
今治西高等学校	3年	普通科	760	省略				今治西高等学校	3年	普通科	800	省略			
		国際科	80							国際科	40				
伯方分校	3年	普通科	60					伯方分校	3年	普通科	120				
今治南高等学校	3年	普通科	480					今治南高等学校	3年	普通科	520				
		園芸クリエイト科	120							園芸クリエイト科	120				
今治北高等学校	3年	普通科	560					今治北高等学校	3年	普通科	600				
		商業科	120							商業科	120				
		情報ビジネス科	120							情報ビジネス科	120				
大三島分校	3年	普通科	40					大三島分校	3年	普通科	80				
今治工業高等学校	3年	機械造船科	80					今治工業高等学校	3年	機械造船科	120				
		機械科	40												
		海事探究科	40												
		電気科	120							電気科	120				
		情報技術科	120							情報技術科	120				

		環境化学科	<u>80</u>							環境化学科	<u>120</u>								
		繊維デザイン科	<u>80</u>							繊維デザイン科	<u>120</u>								
		マテリアルデザイン科	<u>40</u>																
しまなみ高等学校	3年	総合学科	<u>160</u>							しまなみ高等学校	3年	総合学科	<u>80</u>						
省略										省略									
北条高等学校	3年	総合学科	<u>120</u>							北条高等学校	3年	総合学科	<u>240</u>						
省略										省略									
松山南高等学校	3年	普通科 理数科	960 120	3年 以上	普通科 商業科	夜	160 <u>80</u>			松山南高等学校	3年	普通科 理数科	960 120	3年 以上	普通科 商業科	夜	160 <u>40</u>		
砥部分校	3年	デザイン科	<u>240</u>							砥部分校	3年	デザイン科	<u>200</u>						
省略										省略									
松山工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 工業化学科 建築科 土木科 繊維科	120 120 120 120 120 120 120 120	3年 以上	機械科 建築科 機械システム科	夜	<u>80</u> <u>80</u> <u>80</u>			松山工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 工業化学科 建築科 土木科 繊維科	120 120 120 120 120 120 120 120	3年 以上	機械科 建築科 機械システム科	夜	<u>120</u> <u>120</u> <u>40</u>		
松山商業高等学校	3年	商業科 流通経済科 地域ビジネス科 情報ビジネス科	240 360 120 360	3年 以上	商業科	夜	<u>80</u>			松山商業高等学校	3年	商業科 流通経済科 地域ビジネス科 情報ビジネス科	240 360 120 360	3年 以上	商業科	夜	<u>120</u>		
東温高等学校	3年	普通科 商業科 総合学科	<u>240</u> <u>80</u> <u>720</u>							東温高等学校	3年	普通科 商業科 総合学科	<u>480</u> <u>160</u> <u>360</u>						
省略										省略									
伊予高等学校	3年	普通科 理数情報科 芸術科	<u>520</u> <u>80</u> <u>80</u>							伊予高等学校	3年	普通科 理数情報科 芸術科	<u>560</u> <u>40</u> <u>40</u>						
大洲高等学校	3年	普通科 生産科学科 食品デザイン科 商業科	360 <u>80</u> <u>80</u> 120							大洲高等学校	3年	普通科 生産科学科 食品デザイン科 商業科	360 <u>40</u> <u>40</u> 120						
省略										省略									

大洲農業 高等学校	3年	生産科学科 食品デザイン科	<u>40</u> <u>40</u>				
省略							
八幡浜高 等学校	3年	普通科 商業科	<u>160</u> <u>40</u>	3年 以上	普通科	夜	<u>80</u>
八幡浜高 等学校 (令和8 年度に設 置された ものをい う。)	3年	普通科 みらい創造 工学科 ビジネスク リエーショ ン科 総合学科	<u>320</u> <u>80</u> <u>80</u> <u>80</u>	3年 以上	普通科	夜	<u>80</u>
八幡浜工 業高等学 校	3年	機械土木工 学科 電気技術科	<u>40</u> <u>40</u>				
川之石高 等学校	3年	総合学科	<u>120</u>				
省略							
宇和高等 学校	3年	普通科 生物工学科 総合学科	<u>80</u> <u>40</u> <u>240</u>				
省略							
宇和島南 高等学校	3年	船舶システ ム科 水産創生科 総合学科	<u>30</u> <u>35</u> <u>120</u>				
宇和島水 産高等学 校	3年	水産食品科 水産増殖科 海洋技術科	<u>60</u> <u>60</u> <u>60</u>				
吉田高等 学校	3年	普通科 機械建築工 学科 電気電子科	<u>200</u> 120 120				
省略							
南宇和高 等学校	3年	普通科 農業科	<u>240</u> 120				
北条清新 高等学校				3年 以上	総合学 科	昼	<u>160</u>

備考 省略

別表第2 (第2条関係)

学校名	修業年限	学科	生徒定員
宇和島南高等学校	<u>2年</u>	航海科	<u>15</u>

大洲農業 高等学校	3年	生産科学科 食品デザイン科	<u>80</u> <u>80</u>				
省略							
八幡浜高 等学校	3年	普通科 商業科	<u>320</u> <u>80</u>	3年 以上	普通科	夜	<u>120</u>
八幡浜高 等学校 (令和8 年度に設 置された ものをい う。)	3年	普通科 みらい創造 工学科 ビジネスク リエーショ ン科 総合学科	<u>160</u> <u>40</u> <u>40</u> <u>40</u>	3年 以上	普通科	夜	<u>40</u>
八幡浜工 業高等学 校	3年	機械土木工 学科 電気技術科	<u>80</u> <u>80</u>				
川之石高 等学校	3年	総合学科	<u>240</u>				
省略							
宇和高等 学校	3年	普通科 生物工学科 総合学科	<u>160</u> <u>80</u> <u>120</u>				
省略							
津島分校	3年	普通科	<u>60</u>				
宇和島水 産高等学 校	3年	水産食品科 水産増殖科 海洋技術科	<u>95</u> <u>95</u> <u>95</u>				
吉田高等 学校	3年	普通科 機械建築工 学科 電気電子科	<u>240</u> 120 120				
省略							
三間分校	3年	普通科 農業機械科	<u>30</u> <u>30</u>				
南宇和高 等学校	3年	普通科 農業科	<u>280</u> 120				
北条清新 高等学校				3年 以上	総合学 科	昼	<u>80</u>

備考 省略

別表第2 (第2条関係)

学校名	修業年限	学科	生徒定員

宇和島水産高等学校	2年	機関科	
		水産創生科	10
		漁業科	10
		機関科	
		水産増殖科	10

備考 省略

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
省略		
松山西中等教育学校	6年	940
宇和島南中等教育学校	6年	280

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部		修業年限	学科	生徒定員
省略						
松山聾学校	聴覚障害者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科	24
省略						

備考 省略

宇和島水産高等学校	2年	漁業科	20
		機関科	
		水産増殖科	20

備考 省略

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
省略		
松山西中等教育学校	6年	960
宇和島南中等教育学校	6年	420

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行 う教育の 対象者	部		修業 年限	学科	生徒 定員
省略						
松山聾学 校	聴覚障害 者	省略				
		高等部	本科	3 年	普通科 理容科	24 24
省略						

備考 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

- 2 第2条の規定による改正後の愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（以下「改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則」という。）別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、令和9年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程		定時制の課程	
	学科	入学定員	学科	入学定員
新居浜西高等学校	普通科	240		
小松高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	普通科	120		
	情報科学科	40		
東予総合高等学校	アグリデザイン科	40		
	機械電気科	40		
	建築土木科	40		
	ライフデザイン科	40		
	総合学科	80		
今治西高等学校	普通科	240		
	国際科	40		
今治北高等学校	普通科	160		
今治工業高等学校	機械科	40		
	海事探究科	40		

	マテリアルデザイン科	40		
しまなみ高等学校	総合学科	80		
松山南高等学校			商業科	40
松山工業高等学校			機械システム科	40
東温高等学校	総合学科	360		
伊予高等学校	普通科	160		
	理数情報科	40		
	芸術科	40		
大洲高等学校	生産科学科	40		
	食品デザイン科	40		
八幡浜高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	普通科	160	普通科	40
	みらい創造工学科	40		
	ビジネスクリエーション科	40		
	総合学科	40		
宇和高等学校	総合学科	120		
宇和島南高等学校	船舶システム科	30		
	水産創生科	35		
	総合学科	120		
吉田高等学校	普通科	40		
北条清新高等学校			総合学科	80

（高等学校の入学定員の適用除外）

- 3 次の表に掲げる学校の学科については、改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	備考
	学科	
新居浜工業高等学校	環境化学科	令和9年度から生徒募集を停止
今治工業高等学校	機械造船科	同
	環境化学科	同
	繊維デザイン科	同
宇和島水産高等学校	水産食品科	同
	水産増殖科	同
	海洋技術科	同

（専攻科の入学定員の特例）

- 4 改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第2備考の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、令和9年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学科	入学定員
宇和島南高等学校	航海科	15
	機関科	
	水産創生科	10

（専攻科の入学定員の適用除外）

- 5 次の表に掲げる学校の学科については、改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第2備考の規定は、適用しない。

学校名	学科	備考
宇和島水産高等学校	漁業科	令和9年度から生徒募集を停止

	機関科	
	水産増殖科	同

(中等教育学校の入学定員の特例)

- 6 改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第3備考1の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校については、令和9年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	入学定員
松山西中等教育学校	140

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

令和9年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和8年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

令和9年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項

令和9年度愛媛県県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 令和9年度愛媛県県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、くくり募集（2以上の学科について一括して募集することをいう。以下同じ。）ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理理数科（以下「国際文理科」という。）については、くくり募集をする。

さらに、教育長が別に定める学科にあっては、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

なお、教育長が別に定める学科にあっては、通学区域によらないことができる募集定員の割合をあらかじめ定めた上で全国から志願者を募集すること（以下「全国募集」という。）ができる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

令和9年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。ただし、体育科及び芸術科にあっては、特色入学者選抜における特色入学確約者数が募集定員を満たした場合は、一般入学者選抜を実施しない。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程及び北条清新高等学校の定時制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の特色入学確約者数を差し引いた数と、北条清新高等学校以外の定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位を

もって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和9年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和9年度に進級する意思を示した者を除く。

イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、令和9年2月8日（月）午前9時から同月15日（月）正午までとする。

イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、志願変更期間（(6)に掲げる期間をいう。以下同じ。）中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む。）又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科、国際文理科又は国際科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(ウ) 同一学校における全日制課程の理数科、国際文理科及び国際科以外の異なる二つの学科を志望する場合（同一学科に属する二つの小学科を志望する場合を除く。）で、当該学科のうち一つの学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの学科とみなす。

＜出願の例＞

普通科、商業科（商業科）、農業科（生産科学科、食品デザイン科）、総合学科を設置する高等学校に出

願する場合

a 二つの学科を志望

第1志望「普通科」、第2志望「総合学科」など

b 一つの学科と他の学科に属する一つの小学科を志望

第1志望「普通科」、第2志望「商業科（商業科）」

第1志望「農業科（生産科学科）」、第2志望「普通科」など

c 異なる二つの学科から小学科をそれぞれ一つずつ志望

第1志望「商業科（商業科）」、第2志望「農業科（食品デザイン科）」など

(4) 出願方法

入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行うものとする。

なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することとされているものを除き、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出するものとする。

(5) 出願手続

ア 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

(ア) 入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより出願手続を行うとともに、入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を所定の方法にて支払わなければならない。

(イ) 県外からの入学志願者は、(ア)により出願手続を行うとともに、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校（以下「在籍校等」という。）の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍校等のない場合（在籍校等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。）にあっては、直接）、志願先の高等学校（令和9年度に新設される宇和島南高等学校にあっては、宇和島南中等教育学校。以下「志願先高等学校」という。）の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に愛媛県立高等学校入学志願理由書（以下「入学志願理由書」という。）を提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。

イ 中学校長は、入学志願者による出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

(ア) 入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、入学志願者が出願手続により入力したデータに報告書（4に掲げるものをいう。以下同じ。）を添付して、専用出願管理システム（以下「入試出願システム」という。）により志願先高等学校長へ提出するものとする。

(イ) 入学志願者の在籍校等が(ア)に掲げるもの以外の場合、中学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行

った上で、同システムにより報告書（県外からの入学志願者の場合は、報告書及び入学志願理由書又は入学志願許可申請書）を志願先高等学校長へ提出するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

ウ 高等学校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

(ア) 高等学校長は、提出された出願手続のデータ及び報告書について受理する。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う志願変更期間中の出願にあっては、志願変更期間中）に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

エ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和9年1月8日（金）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和9年1月15日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

オ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、令和9年2月16日（火）午前9時から同月24日（水）正午までの間に、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を志願先高等学校長に提出することができる。

カ 海外帰国生徒等（ウに掲げる者をいう。以下同じ。）としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、令和9年1月8日（金）までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和9年1月15日（金）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和9年2月7日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

(6) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和9年2月16日（火）午前9時から同月24日（水）正午までの間に、えひめ電子申請システムによ

り、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）を所定の方法にて支払わなければならない。

4 報告書

- (1) 中学校長は、次の報告書を、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

- (2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

- (3) 高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

令和9年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和8年5月15日愛媛県教育委員会公告）1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

新居浜東高等学校健康スポーツ科、今治工業高等学校マテリアルデザイン科、松山南高等学校砥部分校デザイン科及び伊予高等学校芸術科（以下「実技テストを行う学科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。）

(3)において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な技能を見るものとし、それぞれの内容については、当日指示する。

なお、持参品については、各高等学校長が事前に公表する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 実技テストを行う学科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和9年 3月4日（木）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:30	国 語
	10:50～11:15	国 語(作文)
	11:35～12:25	理 科
	12:25～13:20	(昼 食)
	13:25～14:15	社 会

令和9年 3月5日（金）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:35	数 学
	10:55～11:55	英 語
	11:55～12:55	(昼 食)
	13:05～	面 接 (実技テストを行う学科に あつては、実技テスト終了 後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先高等学校（本校又は分校）とする。ただし、しまなみ高等学校にあつては、しまなみ高等学校伯方キャンパスとする。

6 入学者の選抜方法

- (1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

- (2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあつては数学と理科の得点を、総合学科にあつては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。）は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合においては、選抜を行う当該学科（小学科について選抜する場合は、当該小学科）を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合においては、選抜を行う当該学科（小学科について選抜する場合は、当該小学科）を第1志望

とする者のほか、同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望し、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望としている者及び理数科、国際文理科又は国際科を第1志望とし、当該県立高等学校の普通科を第2志望としている者も対象に含めるものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(オ) (エ)において、第2選抜までに決定された合格者数が募集人員を下回っている学科については、当該学科（小学科について選抜する場合は、当該小学科）を第2志望としている者のうち第2選抜までに選抜されなかった者を対象に、A、B及びCを用いて、募集人員に満たない人数を限度に選抜する。ただし、同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望し、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望としている者及び理数科、国際文理科又は国際科を第1志望とし、当該県立高等学校の普通科を第2志望としている者を除く。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としなない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及びその他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科（以下「その他普通科」という。）並びに専門学科（理数科を除く。）】

【理数科及び総合学科】

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	$\frac{50x}{250}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	$\frac{50x}{250}$	$\frac{50y}{135}$	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に

$\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250}$ (300点満点)

$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135}$ (100点満点)

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算 (100点満点)

イ 定時制の課程

(ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

(イ) 調査書点は、135点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則の規定に従って選抜する。

(4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(5)カ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度として、募集定員を超えることができるものとする。

(5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月18日（木）午前10時に、当該高等学校（しまなみ高等学校にあつては、しまなみ高等学校伯方キャンパス、令和9年度に新設される宇和島南高等学校にあつては、宇和島南中等教育学校）において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

8 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

(1) 学力検査の得点等については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和9年3月18日（木）から1月間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先高等学校に送付することにより行うこと。ただし、しまなみ高等学校にあっては、しまなみ高等学校伯方キャンパスに送付することにより行うこと。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時（令和9年3月18日（木）にあっては、午前10時）から午後5時（夜間定時制課程にあっては、午後9時）までの間に、志願先高等学校で行うこと。ただし、しまなみ高等学校にあっては、しまなみ高等学校伯方キャンパスで行うこと。
- (5) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 追検査

1 追検査の実施

高等学校長は、当該高等学校における一般入学者選抜の入学志願者が、病気その他やむを得ない事情により、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席したと認められる場合においては、追検査を実施するものとする。

2 受検手続

- (1) 一般入学者選抜の入学志願者は、病気その他やむを得ない事情により、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、令和9年3月4日（木）から同月8日（月）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。その際、追検査受検願に、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席した理由が病気その他やむを得ない事情であることを証明する書類（医師の診断書、中学校長の副申書等）を添付すること。
- (2) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は当該追検査受検願を提出した者に対して、直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

3 学力検査等

追検査の受検を承認された者（以下「追検査受検者」という。）に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、第3の5(1)から(3)までの規定に準ずる。ただし、一般入学者選抜の学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

(1) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
	9:00～9:15	点呼・受検上の注意
	9:30～10:00	国 語

令和9年 3月12日（金）	10:10～10:35	国 語(作文)
	10:45～11:15	理 科
	11:25～11:55	社 会
	11:55～12:50	(昼 食)
	12:50～13:20	数 学
	13:30～14:00	英 語
	14:10～	面 接 (実技テストを行う学科に あつては、実技テスト終了 後に面接)

(2) 検査場

検査場は、志願先高等学校（本校又は分校）とする。ただし、しまなみ高等学校にあっては、しまなみ高等学校伯方キャンパスとする。

4 入学者の選抜方法

第3の6の規定に準ずる。この場合において、追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

5 合格者の発表

第3の7の規定に準ずる。

6 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

第3の8の規定に準ずる。

第5 特色入学者選抜

1 実施学科

令和9年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科及び北条清新高等学校の定時制の課程について実施する。

2 募集人員

- (1) 特色入学の募集人員は、普通科、その他普通科、理数科、国際文理科、国際科及び普通科とのくくり募集をする学科にあっては当該学科の募集定員の30パーセント程度を上限として、職業教育を主とする学科（普通科とのくくり募集をする学科を除く。）及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の50パーセント程度を上限として、体育科及び芸術科にあっては当該学科の募集定員の100パーセントを上限として、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

- (2) 全国募集を実施する学科については、体育科及び芸術科にあっては、(1)の募集人員の枠内において、その他の学科にあっては、(1)の募集人員とは別枠として、県外の中学校等を卒業する見込みの者若しくは卒業した者、又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者若しくは修了した者を対象に特色入学者を募集すること（以下「県外特色入学者募集」という。）ができる。

3 出願

(1) 出願資格

ア 特色入学を志願できる者は、県内の中学校等を卒業した者若しくは県内の中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和9年3月末日までにこれらの学校を卒業若しくは修了する見込みの者（県外特色入学者募集にあっては、県外

の中学校等を卒業した者若しくは県外の中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの学校を令和9年3月末日までに卒業若しくは修了する見込みの者）であって、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定める出願資格の要件を満たす者とする。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和9年度に進級する意思を示した者を除く。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

ウ 特色入学を志願できる者は、合格した場合に入学を確約できる者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和9年1月12日（火）午前9時から同月19日（火）正午までとする。

(3) 出願制限

特色入学志願者は、2以上の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む。）又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願方法

特色入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行うものとする。

なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することとされているものを除き、持参又は郵便等により提出するものとする。

(5) 出願手続

ア 特色入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

(ア) 特色入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより出願手続を行うとともに、入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を所定の方法にて支払わなければならない。

(イ) 特色入学志願者は、(ア)により出願手続を行うとともに、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、志願先高等学校長に自己アピール書を提出しなければならない。

(ウ) 県外特色入学者募集の志願者は、(ア)及び(イ)により出願手続を行うとともに、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、志願先高等学校長に入学志願理由書を提出しなければならない。

イ 中学校長は、特色入学志願者による出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

(ア) 特色入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、特色入学志願者が出願手続により入力したデータに報告書及び自己アピール書を添付して、入試出願システムにより志願先高等学校長へ提出するものとする。

(イ) 特色入学志願者の在籍校等が(ア)に掲げるもの以外の場合、中学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより報告書及び自己アピール書（県外特色入学者募集の志願者の場合は、報告書、

自己アピール書及び入学志願理由書）を志願先高等学校長へ提出するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

ウ 高等学校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

(ア) 高等学校長は、提出された出願手続のデータ、報告書及び自己アピール書について受理する。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

4 報告書

中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

調査書

5 検査

(1) 検査項目

特色入学志願者に対して、作文、小論文、面接、集団討論、実技テスト及びプレゼンテーションから、各高等学校が選択した検査項目を実施する。

なお、検査項目及び実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 期日及び日程

期 日	時 間	検査項目等
令和9年 1月29日（金）	9:00～	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	各高等学校が定めた検査項目

(3) 検査場

検査場は、志願先高等学校（本校又は分校）とする。ただし、しまなみ高等学校にあっては、しまなみ高等学校伯方キャンパスとする。

6 特色入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書及び当該高等学校が定めた検査項目の結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、特色入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、令和9年2月5日（金）午前10時から同月8日（月）正午までの間に、中学校長に選抜の結果を特色入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付する。

(2) 中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、中学校長を通じ、入学確約書を令和9年2月12日（金）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月18日（木）午前10時に、当該高等学校（しまなみ高等学校にあっては、しまなみ高等学校伯方キャンパス、令和9年度に新設される宇和島南高等学校にあっては、宇和島南中等教育学校）において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

第6 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

令和9年1月29日（金）に実施した特色入学者選抜並びに令和9年3月4日（木）及び5日（金）に実施した一般入学者選抜（令和9年3月12日（金）に実施した追検査を含む。）（以下「第1次募集」という。）における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、令和9年3月18日（木）午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和9年3月19日（金）午前9時から同月25日（木）正午までとする。

(3) 出願制限、出願方法及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、令和9年3月19日（金）午前9時から同月25日（木）正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
令和9年 3月30日（火）	9:30～10:00	点呼・受検上の注意
	10:15～10:45	国 語
	11:00～12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00～13:00	（昼 食）
	13:10～	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月31日（水）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

8 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和9年3月31日（水）から1月間とする。

第7 その他

1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等

学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。

3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第3号

令和9年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

令和8年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 高 岡 哲 也

令和9年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

令和9年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

1 募集人員

令和9年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 140名

愛媛県立松山西中等教育学校 140名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和9年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 令和9年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、令和8年12月11日（金）午前9時から同月17日（木）正午までとする。

5 出願制限

入学志願者は、2以上の公立中等教育学校（他の都道府県の公立の中高一貫教育校（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。）を含む。）に出願することはできない。

6 出願方法

入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行うものとする。

なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することとされているものを除き、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出するものとする。

7 出願手続

- (1) 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

ア 入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより出願手続を行うとともに、入学選考料（2,200円）を所定の方法にて支払わなければならない。

イ 入学志願者は、アにより出願手続を行うとともに、在籍する小学校等又は義務教育学校（以下「在籍校」という。）の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）に入学志願理由書を提出しなければならない。

ウ 県外からの入学志願者は、ア及びイにより出願手続を行うとともに、小学校長を経て、志願先中等教育学校長に県外からの入学志願事由書を提出しなければならない。

(2) 小学校長は、入学志願者による出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

ア 入学志願者の在籍校が県内の公立の小学校等である場合、小学校長は、入学志願者がえひめ電子申請システムにより入力したデータに入学志願理由書を添付して、専用出願システム（以下「入試出願システム」という。）により志願先中等教育学校長へ提出するものとする。

イ 入学志願者の在籍校がアに掲げるもの以外の場合、小学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより入学志願理由書（県外からの入学志願者の場合は、入学志願理由書及び県外からの入学志願事由書）を志願先中等教育学校長へ提出するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、志願先中等教育学校長の指示する方法によるものとする。

(3) 中等教育学校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

ア 中等教育学校長は、提出された出願手続のデータ及び入学志願理由書について受理する。

イ 中等教育学校長は、県外からの入学志願事由書の提出があった場合は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

(4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和8年12月4日（金）までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和8年12月10日（木）までに教育長に提出し、協議するものとする。

(5) 海外帰国児童等（ウに掲げる者をいう。以下同じ。）としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、小学校長を経て、令和8年12月4日（金）までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和8年12月10日（木）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は令和9年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和8年12月10日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

8 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

9 調査書の提出

(1) 小学校長は、調査書を令和8年12月25日（金）の午前9時から令和9年1月6日（水）正午までの間に、次の方法により志願先中等教育学校長に提出するものとする。

ア 入学志願者の在籍校が県内の公立の小学校等である場合、小学校長は、入試出願システムにより提出する。

イ 入学志願者の在籍校がアに掲げるもの以外の場合、小学校長は、えひめ電子申請システムにより提出する。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、志願先中等教育学校長の指示する方法によるものとする。

(2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

10 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、主体的に学びに向かう姿勢を問うものとする。

(3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和9年 1月9日（土）	8:50	集合（志願先中等教育学校）
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	（昼 食）
	12:40～	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

11 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の規定に従って選考する。

- (4) 海外帰国児童等の入学志願者で、7(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

12 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、令和9年1月15日（金）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

- (2) 中等教育学校長は、令和9年1月15日（金）午前9時から同月20日（水）正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配付する。

13 選考結果の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。

- (2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和9年1月15日（金）から1週間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の中等教育学校に送付することにより行うこと。

- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分（1月15日（金）にあっては、午前9時）から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

- (5) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

14 入学予定者の手続等

- (1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、令和9年1月15日（金）の入学予定者の発表後から同月25日（月）午後4時まで（受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4

時まで）とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票（入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。）を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

- (2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、令和9年3月31日（水）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

15 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

- (2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。

- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第4号

令和9年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和8年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡哲也

令和9年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和9年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

令和9年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

- (1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和9年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 松山盲学校への出願期間は、令和9年1月27日（水）午前9時から2月9日（火）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（2月9日（火）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 松山盲学校以外の県立特別支援学校（以下「その他特別支援学校」という。）への出願期間は、令和9年1月27日（水）午前9時から2月9日（火）正午までとする。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、2以上の学科を設置する県立特別支援学校の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするときを除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(4) 出願手続

ア 松山盲学校への出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

a 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校（以下「在籍中学部等」という。）の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍中学部等のない場合（在籍中学部等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。）にあつては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

b 県外からの入学志願者は、aにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 松山盲学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

イ その他特別支援学校への出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

る。

a 入学志願者は、事前へえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより、出願手続を行う。

b 県外からの入学志願者は、aにより出願手続を行うとともに、在籍中学部等校長を経て（在籍中学部等のない場合にあつては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に入学志願理由書を提出しなければならない。

(イ) 在籍中学部等校長は、入学志願者による出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

a 入学志願者の在籍中学部等が県内の公立の中学部等又は中等教育学校である場合、在籍中学部等校長は、入学志願者が出願手続により入力したデータに報告書（2に掲げるものをいう。以下同じ。）を添付して、専用の出願管理システム（以下「入試出願システム」という。）により志願先校長へ提出するものとする。

b 入学志願者の在籍中学部等がaに掲げるもの以外の場合、在籍中学部等校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより報告書（県外からの入学志願者の場合は、報告書及び入学志願理由書）を志願先校長へ提出するものとする。

(ウ) 志願先校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

a 志願先校長は、提出された出願手続のデータ及び報告書について受理する。

b 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書（令和3年3月以前の卒業生については、卒業証明書）

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、松山盲学校への出願については、令和9年2月12日（金）午前9時から同月19日（金）午後4時までの間に提出するものとする。

おって、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科及びキャリアデザイン科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

令和9年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和8年5月15日愛媛県教育委員会公告。以下「公告」という。）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和9年3月9日（火）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月19日（金）午前10時に、当該特別支援学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

7 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和9年3月19日（金）から1月間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

(3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の特別支援学校に送付することにより行うこと。

(4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時（3月19日（金）にあつては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校で行うこと。

(5) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和9年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等（以下「在籍高等部等」という。）の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍高等部等のない場合（在籍高等部等が外国に所在する場合を含む。）にあつては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書を令和9年2月12日（金）午前9時から同月19日（金）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書（令和3年3月以前の卒業生については、卒業証明書）

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

公告2(1)イ(イ)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和9年3月9日（火）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

- (1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。
- (2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
- (3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。
- (4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。
- 5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。
- 6 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月19日（金）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。
- 7 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。
- 第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 令和9年度愛媛県県立特別支援学校高等部募集人員

学 校 名	学 科 名		募集人員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専攻科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	60
		産 業 科	16
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 （聴覚障がい部門）	本 科	普 通 科	8
宇 和 特 別 支 援 学 校 （知的障がい部門）	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 （肢体不自由部門）	本 科	普 通 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	32
		産 業 科	8
新居浜特別支援学校川西分校	本 科	普 通 科	8
松 山 城 北 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	16
		キャリアデザイン科	8
計			332

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7―1315

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和8年10月20日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年愛媛県人事委員会規則7―479）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
様式第18号（第16条関係） 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書 <table><tr><td colspan="5">省略</td></tr><tr><td rowspan="2">申 請 者</td><td colspan="4">省略</td></tr><tr><td>住所又は居所</td><td></td><td>広域求職活動費の申請回数</td><td>回目</td></tr><tr><td colspan="5">省略</td></tr></table> 注 省略	省略					申 請 者	省略				住所又は居所		広域求職活動費の申請回数	回目	省略					様式第18号（第16条関係） 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書 <table><tr><td colspan="5">省略</td></tr><tr><td rowspan="2">申 請 者</td><td colspan="4">省略</td></tr><tr><td>住所又は居所</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">省略</td></tr></table> 注 省略	省略					申 請 者	省略				住所又は居所				省略				
省略																																							
申 請 者	省略																																						
	住所又は居所		広域求職活動費の申請回数	回目																																			
省略																																							
省略																																							
申 請 者	省略																																						
	住所又は居所																																						
省略																																							

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第18号の規定による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書は、改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則様式第18号の規定による求

職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書とみなす。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年10月20日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

分娩監視装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

分娩監視装置 29式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912-1000 内線4624

(089)912-2794

(2) 入札書の受領期限

11月30日（月）午前9時から12月2日（水）午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年12月2日（水）午後1時30分

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館5階 公営企業管理局会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき11月9日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Fetal Monitor, 29 set

- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 2 December 2026
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan.
TEL 089-912-2794



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年10月20日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

- (1) 件名
閉鎖式保育器の購入
- (2) 購入物品名及び数量
閉鎖式保育器 14式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和9年3月31日(水)
- (5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912-1000 内線4624
(089)912-2794

(2) 入札書の受領期限

11月30日(月)午前9時から12月2日(水)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年12月2日(水)午後1時35分
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第一別館5階 公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき11月9日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規則第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Closed Incubator, 14 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 2 December 2026
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan.
TEL 089-912-2794